

令和5年度 第2回草津市スポーツ推進審議会 次第

日時 令和6年1月29日(月)
18:00～20:00

場所 草津市役所 8階大会議室

1. 開会

2. 議事

- (1) 審議会開催スケジュール . . . 資料1
- (2) ニーズ調査の分析結果および導入する機能、設備 . . . 資料2
- (3) 林地開発について . . . 資料3
- (4) 進入路案 . . . 資料4
- (5) 配置図比較 . . . 資料5
- (6) 旧施設との規模比較 . . . 資料6

3. 閉会

基本計画策定に係る草津市スポーツ推進審議会の進め方について

基本計画の策定に係る審議会の開催は、概ね次のスケジュールにて進める。

審議会	開催時期	内容
第1回	令和5年8月10日(木)	・今年度の審議会の進め方 ・基本計画の位置づけ、前提条件
第2回	令和6年1月29日(月)	・ニーズ調査の分析結果 ・導入する機能・設備、規模
第3回	令和6年4月下旬 (予定)	・維持管理方法の検討 ・全体整備計画 (想定事業スケジュール) ・計画素案
第4回	令和6年6月下旬 (予定)	・計画案

二ーズ調査の結果、新志津運動公園を整備した場合に一定の利用意向がある団体*は、46団体中42団体で約91%。

一定の利用意向を示した団体の競技種目は、「サッカー」、「フットサル」、「野球」、「グラウンドゴルフ」、「ソフトボール」、「陸上競技」、「ラグビー・タグラグビー」、「ゲートボール」、「ラクロス」。

*一定の利用意向がある団体…「利用したい」、「設備が整っていれば利用したい」と回答した団体

▶一定の利用意向のある42団体のうち、土舗装で一定の利用意向があるのは32団体で全体の約76%。
一方で、芝生化してしまうと、一定の利用意向があるにも関わらず利用できない団体が13団体で約31%発生。

【76%の内訳】

一定の利用意向のある団体42団体のうち

利用意向のある団体23団体

条件付き利用意向のある団体*のうち芝生化希望でない9団体 **計32団体**

*条件付き利用意向がある団体…「設備が整っていれば利用したい」と回答した団体

【31%の内訳】

一定の利用意向のある団体42団体のうち

競技種目が「野球」「ソフトボール」の**13団体**。

▶一定の利用意向がある42団体のうち、芝生化で一定の利用意向がある団体は25団体で全体の約60%。
【内訳】

一定の利用意向のある団体42団体のうち

利用意向のある15団体(野球・ソフトボール8団体除く)+条件付き利用意向のある団体のうち芝生化希望10団体

▶希望する付帯設備として回答が多かったもの

駐車場、夜間照明、自動販売機コーナー、休憩用スペース、屋根付きベンチ、更衣室

▶駐車場の希望台数

100台までが全体の約80%

▶その他

・設備が整っていれば利用したいと回答した団体の競技種目は「陸上競技」「ラグビー」であり、競技の特性上、専用の設備を必要とする種目であった。

・自由記述で希望のあった機能では「バックネット」「散水設備」など。

・地元のスポーツ団体(志津体育振興会)においても利用意向があった

【導入する機能・設備】

●グラウンド仕様

芝生化希望は一定数あるものの、より多くの団体に利用いただくことを考慮すると、グラウンドは多目的に利用することのできる土舗装が適している。

●付帯設備

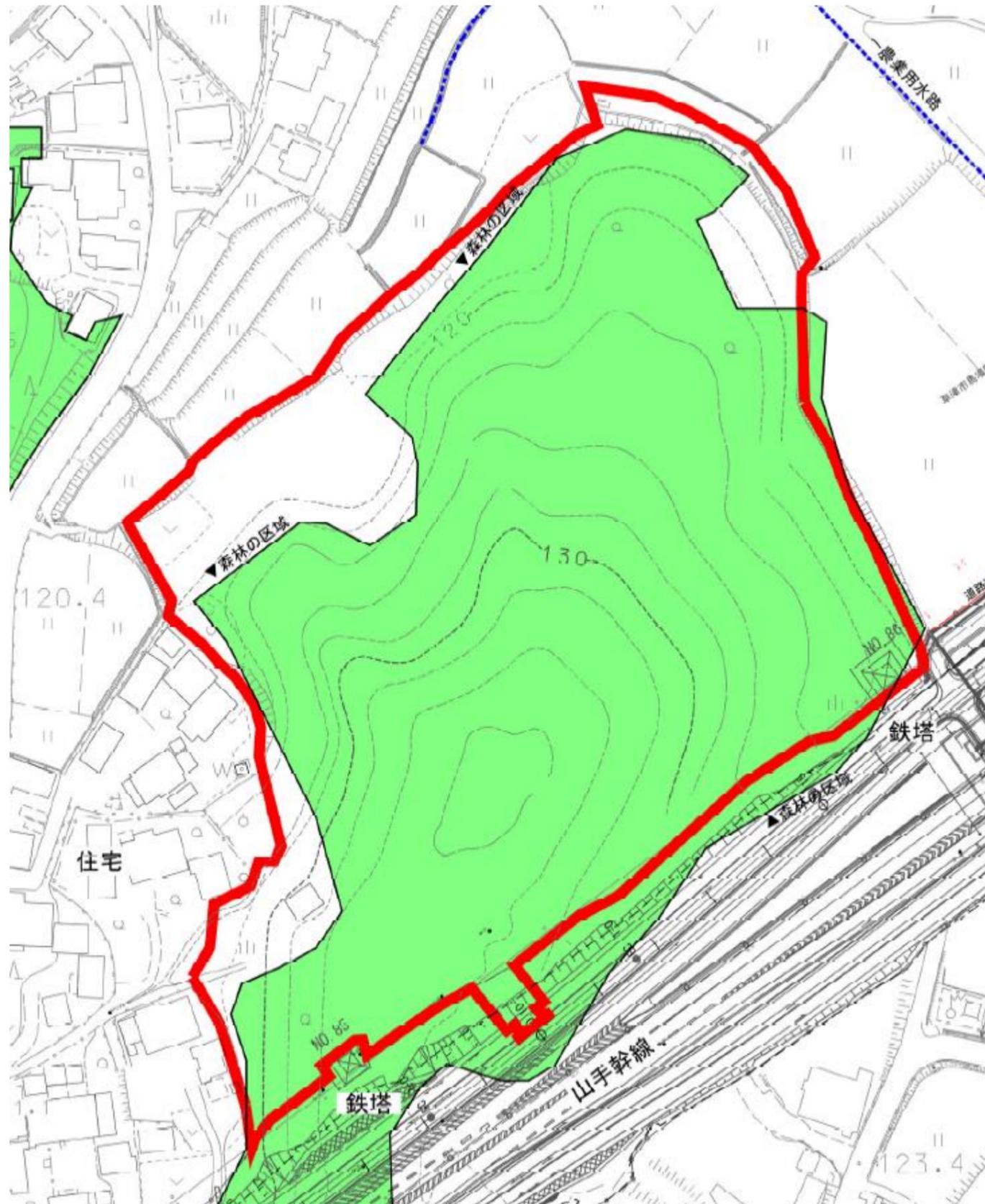
希望が多かった「夜間照明」「自動販売機コーナー」「休憩用スペース」「屋根付きベンチ」「更衣室」の設置を検討する。

●駐車場

駐車台数は旧施設と同様、100台程度を整備するとともに、大会によっては更に多くの来場者が想定されることから大型バスの区画を設けることも検討する。

●設備

利用可能な種目を増やすため、陸上競技、ラグビーなどの競技団体や地元スポーツ団体の意見を聞きながら、導入する設備を検討する。



■林地開発許可制度の趣旨
 林地開発許可制度は昭和49年の森林法改正の際に創設され、森林の公益的機能および適正な利用を確保することを目的として1ヘクタールを超える面積を開発するにあたり、知事の許可を受けなければならない制度
 地方公共団体が開発行為を行う場合、許可の必要なものから除外されているが、民間事業者の模範となるよう、許可基準の則った適正な事業実施計画とすることについて連絡調整を密接に行うものとされている

■林地開発に係る森林配置の要件
 ・残置森林率はおおむね 40 パーセント以上とする
 ※「おおむね」を適用すると32パーセント以上
 ・森林率(残置森林+造成森林)はおおむね 50 パーセント以上とする
 ※「おおむね」を適用すると40パーセント以上
 ・原則として周辺部に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林および造成森林を配置する
 ※「開発行為の許可基準の運用細則の適用について(林野庁森林部長通知)」では「**おおむねは、その2割の許容範囲を示しており**」、適用は個別具体的事案に即して判断される

■残置森林率
 事業区域内の残置森林(※1)の面積
 事業区域内の森林(※2)の面積

※1 残置森林とは地域森林計画区域の形質変更しない残置する森林であり、立木がない区域や若齢林(15年生以下の森林)は残置森林とみなされない
 ※2 事業区域内の森林とは、無林地を含む事業区域内の地域森林計画区域

■森林率
 事業区域内の残置森林および造成森林(※3)の面積
 事業区域内の森林の面積

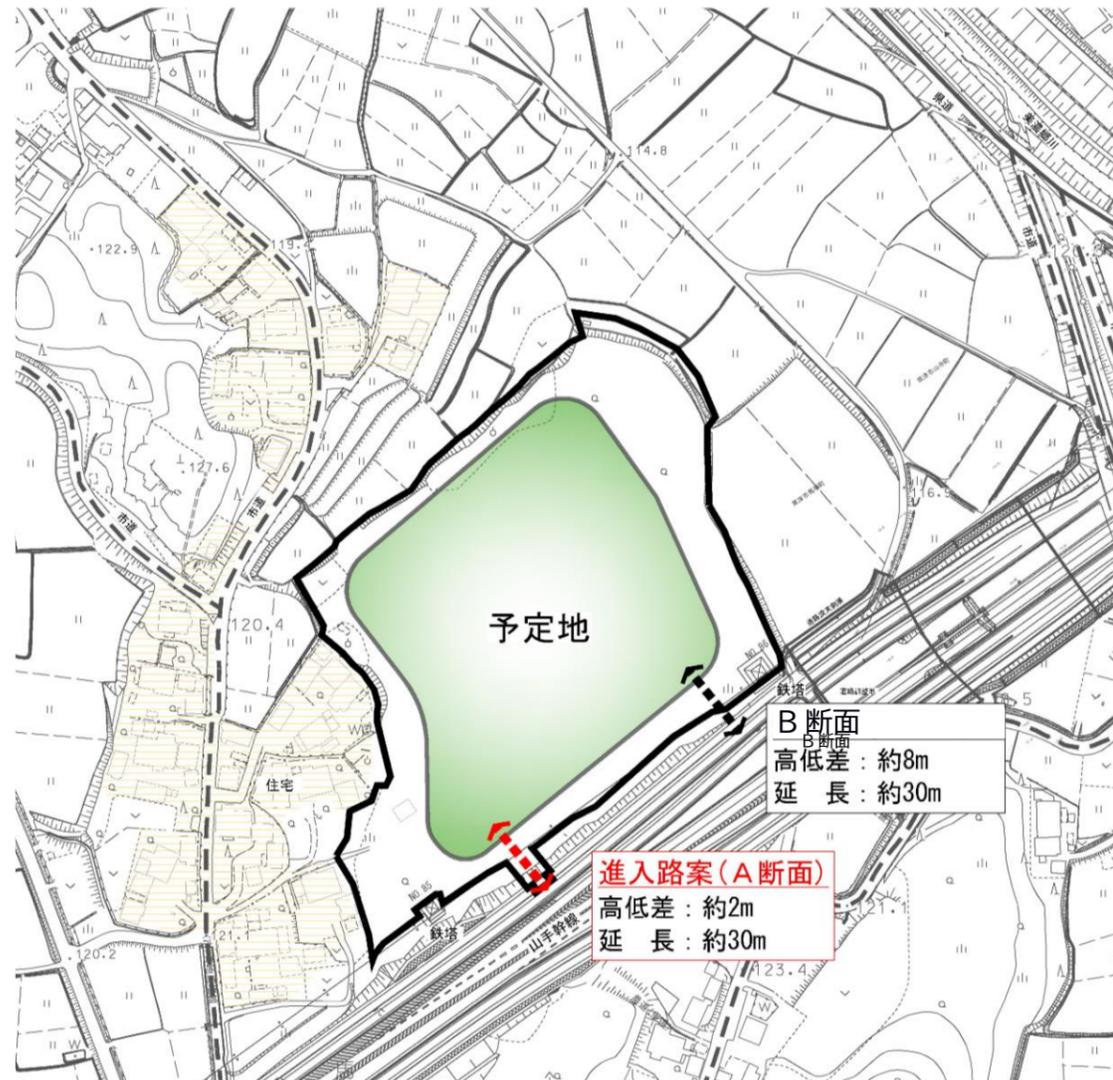
※3 地域森林区域内の形質変更し造林した森林や地域森林区域外の森林(造林の有無は問わない)
 ※ 造林は、単に不用スペースに植栽するのではなくある程度のまとまりで植栽、他の残置森林や造成森林と一体となるようにするなど、環境保全機能を持たせるような配置上の配慮が必要

凡 例

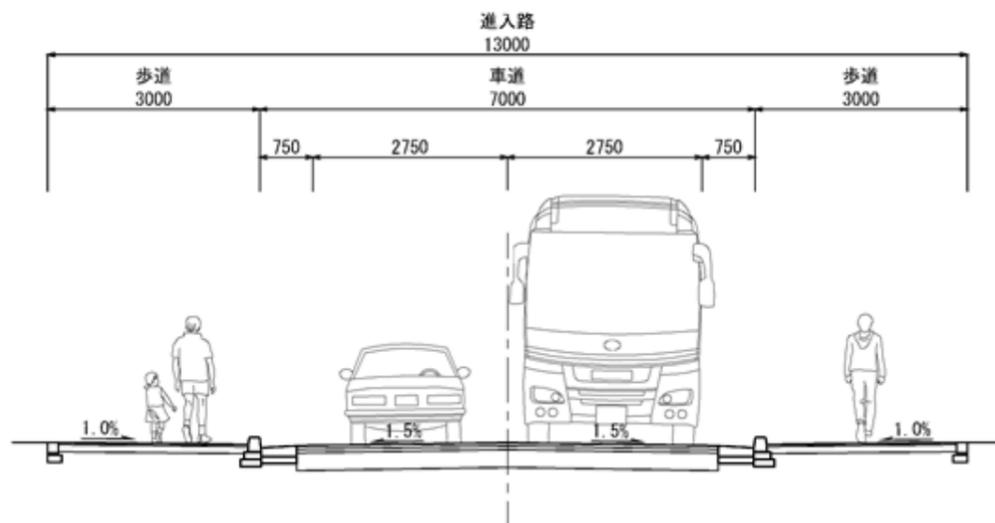
土地の区分	着色
事業区域	
地域森林計画の区域	

進入路案

進入路の位置について、山手幹線側道の高低差から次の案が最も適している。



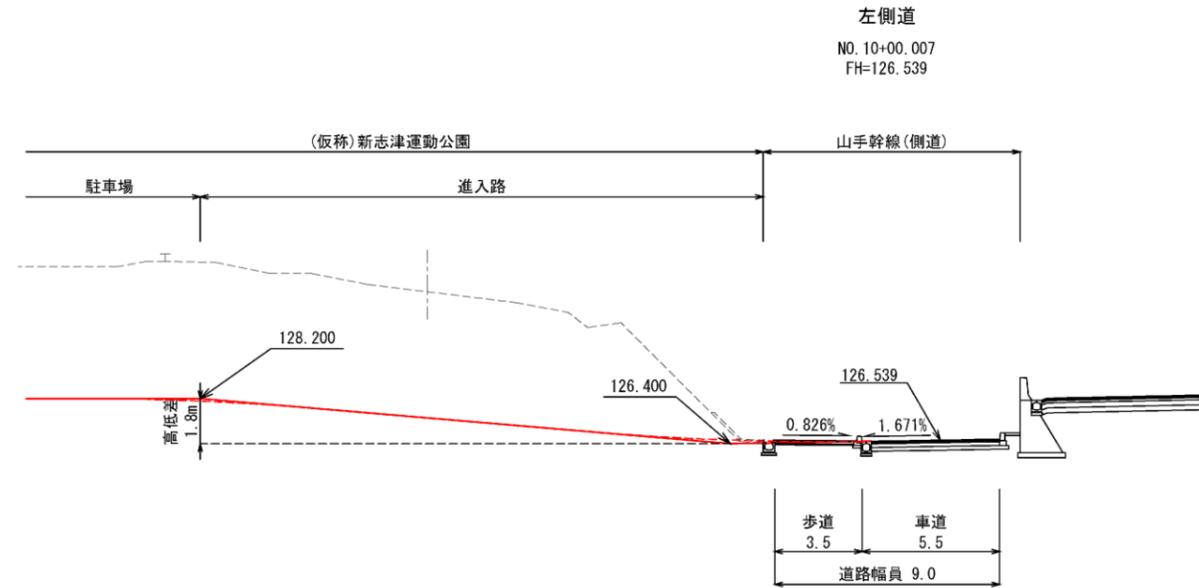
横断面 S=1:100



断面比較

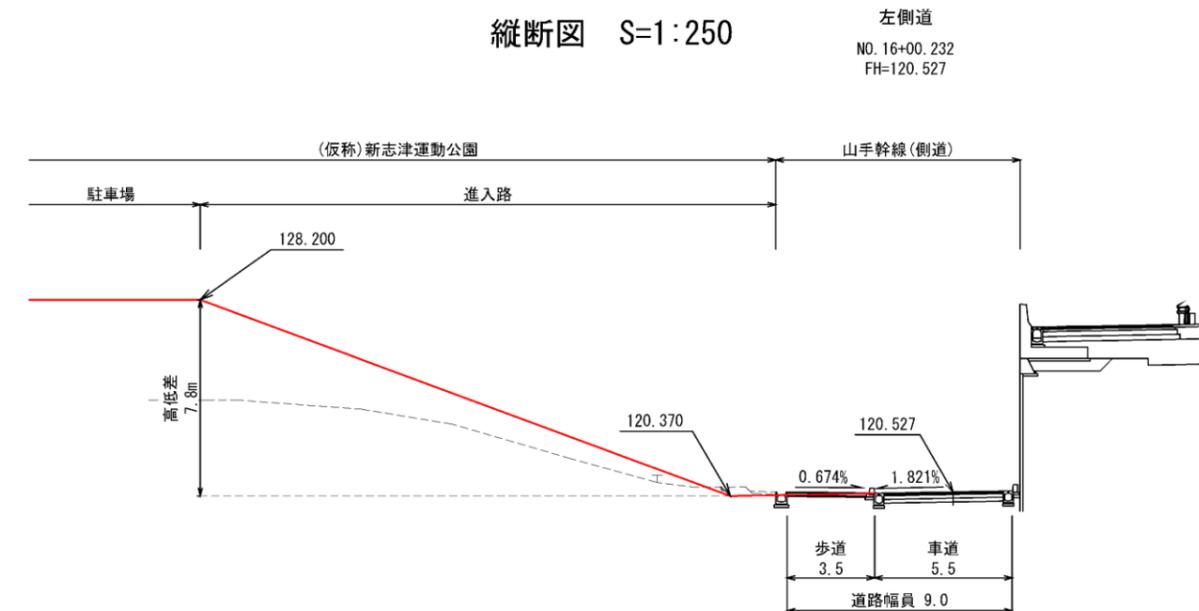
A断面

縦断面 S=1:250



B断面

縦断面 S=1:250



配置図比較

残置森林率 32%を確保し、グラウンド面積を最大限すると次の2案となる。

案	A案	B案
図	<p>多目的グラウンド</p> <p>▼森林の区域</p> <p>住宅</p> <p>管理棟</p> <p>鉄塔</p> <p>山手幹線</p> <p>駐車場 (乗用車 : 100台) (大型バス : 3台) (車いす用 : 2台)</p>	<p>多目的グラウンド</p> <p>住宅</p> <p>管理棟</p> <p>鉄塔</p> <p>山手幹線</p> <p>駐車場 (乗用車 : 100台) (大型バス : 3台) (車いす用 : 2台)</p>
配置位置	南側に配置	東側に配置
規模	【○】旧志津運動公園と同程度を確保	【○】旧志津運動公園と同程度を確保
森林の維持管理	【○】鉄塔の架線から離隔がとれており、森林に影響がない	【△】鉄塔の架線の下にも森林が配置されている
視認性	【○】出入口からの見通しがいい	【△】ほぼ、四方が森林に囲まれるため周囲からの見通しが悪い
隣地（民家）への配慮	【△】グラウンドと隣地（民家）からの距離が近い	【○】グラウンドと隣地（民家）との間の森林がA案と比べて厚い グラウンド計画高がA案と比べて低い

旧施設との規模比較

